

山口県が定める基準を満たす地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外研修等

当該研修の主な基準は、以下のとおりです。

- 研修実施機関は、地域包括支援センター、日本（山口県）介護支援専門員協会、市町村及び都道府県であること
- 研修内容は、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施される主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修で取り扱う内容に準じたものであること
- 時間数は、5時間以上であること

◆ 令和7年度実施研修

※研修実施の届出があったものから順次、掲載しています。

※研修の受講申込等については、各研修の問い合わせ先におたずね下さい。

【No.14】

研修名称	長門市介護支援専門員研修
日 程	令和7年10月17日（金） 午前10時 ～ 午後4時まで
場 所	長門市地域医療連携支援センター2階研修室
申込期間	令和7年9月8日（月）～10月10日（金）
内 容	講義・ケアマネジメントにおけるICFの展開とリハビリテーションについて
対象者	市内の居宅介護支援事業所ならびに地域包括支援センターの介護支援専門員等職員
定 員	40名
研修実施機関	長門市
研修に関する 問い合わせ先	（所属）長門市健康福祉部高齢福祉課地域包括ケア推進室 （担当）大田 由紀子 （電話）0837-27-0410
備考	